

令和4年度第1回埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議

日 時：令和4年7月20日（水）13:30～15:00

場 所：オンライン開催（事務局：本庁舎2階庁議室）

発言者	発言要旨
事務局 （清水副課長）	<p>ただ今から、令和4年度第1回埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議を開会させていただきます。</p> <p>私は本日の司会を務めます、地域包括ケア課地域包括ケア課副課長の清水と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、会議の公開についてですが、県では、外部の委員の皆様を含めたこのような会議につきまして、御検討いただく内容が個人のプライバシーを侵害するおそれ、あるいは、特定の者に不利益を与えるおそれがあるなどの場合以外には、原則として公開することといたしております。</p> <p>本日の会議の内容については、非公開の事由には当たらないものとして公開とし、会議資料は会議終了後速やかに、会議の議事録は後日、ホームページで公表させていただきますので、御了承ください。</p> <p>また、記録のための録音、録画及び写真撮影を行いますので御了承ください。</p> <p>なお、本日の傍聴者は1名いらっしゃいますのでご報告いたします。</p> <p>次に、2 委員紹介でございます。</p> <p>本日は、今年度新たな任期となってから初めての開催でもあり、また、委員の交代もありましたので、委員の紹介を委員名簿順に御紹介させていただきますので、一言ごあいさつをお願いします。</p> <p>なお、田中一様については、本日所用につき欠席との御連絡をいただいております。</p> <p style="text-align: center;">（委員紹介と委員による挨拶）</p>

	<p>次に、本日の会議に出席している職員を紹介させていただきます。</p> <p>(事務局職員の挨拶)</p> <p>それでは、議事に移らせていただきます。</p> <p>まず、「(1) 委員長の選任」でございますが、委員長は委員の互選により選任することとなっております。委員長選任までの間は、仮委員長として、県福祉部地域包括ケア局長の藤岡委員が進行させていただきたいと存じます。</p>
藤岡委員	<p>それでは、委員長の選出をお願いしたいと存じます。立候補、あるいは御推薦をいただきたいと存じますが、いかがでしょうか。</p>
石山英雄委員	<p>今回の委員長におかれましては、引き続き国際医療福祉大学の石山先生をお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。</p>
藤岡委員	<p>石山委員の御推薦をいただきましたが、石山委員に委員長をお願いすることでよろしいでしょうか。</p> <p><異議なし></p>
藤岡委員	<p>それでは、石山委員に委員長をお願いしたいと存じます。委員長から就任の御挨拶をお願いいたします。</p>
石山委員長	<p>ただいまご推薦を賜りました国際医療福祉大学の石山でございます。ご推薦ありがとうございます。大変僭越ではございますが、精一杯務めさせていただきたいと存じます。今回のケアラーに関するテーマは日々重要性を増してきていると思っております、委員の皆様のご意見を賜りながら、そしてその意見が集約されて県内のケアラーの皆様、そして県民の皆様に反映していけるようにしていきたいと思っております。何卒よろしくお願い申し上げます。</p>

藤岡委員	ここからの進行は、石山委員長にお願いします。
石山委員長	<p>それでは、次に、副委員長の選出を行います。副委員長は、私から藤岡委員を指名したいと存じますがいかがでしょうか。</p> <p><異議なし></p>
石山委員長	それでは、副委員長は藤岡委員にお願いします。
藤岡副委員長	どうぞよろしくお願いします。
石山委員長	<p>それでは議事に入ります。議事の（２）～（３）の、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアラー支援に関する令和３年度の実績について ・ケアラー支援に関する令和４年度の新たな取組について ・ケアラー月間の取組について <p>まで、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (柳田主幹)	資料について説明
石山委員長	<p>今、事務局の方からケアラー支援に関する令和３年度の実績、それから令和４年度の新たな取り組みあるいは拡充する、そしてケアラー月間の取組についてご説明をいただいたところです。国のヤングケアラーについて骨太の方針でも示されたということもありましてかなりヤングケアラーのところが拡充されてきているかと思えます。</p> <p>委員の皆様方からご質問やご意見等を頂戴してまいりたいと思っております。できましたら全ての委員の方々にご発言を賜りたいというふうに思いますので、ご意見等は明瞭かつ簡潔にお願いできればと存じます。では、いかがでございましょうか。それでは加藤委員お願いいたします。</p>
加藤委員	とてもわかりやすい説明ありがとうございました。令和４年度の主な取組のところの取組２のところでございます。ヤングケアラー会員相談窓口設置というところがございます。

	<p>本当にいろんな多様なニーズに対応するやり方でまたLINEを活用するというのは大変素晴らしいなと思っております。ただ開設時間ではありますが、平日の10時から19時ということでございますけども、平日ということとは子供たちが、学校に行っている時間等に当たってしまって、なかなか確かに10時から19時というところ月曜日から金曜まで開いているとは思いますが、果たしてその時間が有効なのかどうか質問させていただきました。</p>
石山委員長	<p>加藤員ありがとうございます。それでは事務局、お願いいたします。</p>
事務局 (柳田主幹)	<p>加藤委員ご指摘のとおり10時から19時は、主に学校に行っている時間に当たってまいります。そこで、ただし書きの方に書かせていただいておりますが、時間外の夜の19時から朝の10時までの時間帯においても、相談者がいつでも相談できる体制を作り、その部分でカバーをしていきたいと考えております。</p>
石山委員長	<p>はい、ありがとうございます。加藤委員いかがでございますでしょうか。</p>
加藤委員	<p>ありがとうございます。相談したい方がいつでも相談できる対応として、まずはここからスタートし、いろいろな質問や悩みなどに随時対応していただければと思います。</p>
石山委員長	<p>では、他にご意見等いかがでございますでしょうか。それでは林委員お願いします。</p>
林委員	<p>令和3年度の実績で目標値の現状値っていうのが、例えば基本目標の1では65.8%とか67.4%とかっていう数字が出てきているのですけれども、この数字はどういうふうなところで65%っていうのが出たのか、教えていただきたいのが一点と、もう一点は、市町村の総合相談窓口の現状が47市町村ということなのですが、努力していただいているところだと思うのですが、残りがなかなかそこまでいけないっていうのは</p>

石山委員長	<p>何か課題があるのかがもし分かるようでしたら教えていただけたらと思います。</p> <p>はい、ありがとうございます。2つのご質問いただきました。1点目に評価の基準、2点目に市町村が着手できない理由についてです。事務局お願いします。</p>
事務局 (柳田主幹)	<p>1つ目の質問に対して説明させていただきます。現状値では、ケアラーに関する認知度、ケアラーが65.8%、ヤングケアラーが67.4%になっています。令和3年12月に、県政サポーターサポーター制度に登録している方に対して、認知度について調査を行った数字でありまして、「よく理解している」「ある程度理解している」、その合計を足したものがこの数値となっております。</p>
事務局 (宮下課長)	<p>2つ目の総合相談窓口の設置市町村数についてお答えします。計画のときと比べると47市町村ということで伸びて来てはおります。ただまだ全部ではないというような実態がございます。市町村によっては、マンパワーが不足しているという事情もあるようです。ただ、相談があった場合には、総合相談窓口を持っていなくても対応できているという市町村も数多くございます。ここで言う総合相談窓口あるいは調整するチームを設置しているということであると、まだないという所がいくつかございます。早期に体制が整備されますよう、県としても支援をしてまいります。</p>
林委員	<p>ありがとうございます。ケアラ一月間ができて、いろいろと情報が県民にも伝わっているのだろうと思いますけども、やはり、まだまだ周知はしていかないといけないのかなと思いつつ、聞かせていただきました。いろいろと取り組んでいただきましてありがとうございます。</p>
石山委員長	<p>ありがとうございます。では、平尾委員お願いいたします。</p>
平尾委員	<p>改めて丁寧なご説明ありがとうございました。私の方から</p>

	<p>の実績で1点、計画のところで2点確認をさせていただければと思います。まず7ページの実績のところでは、ケアラーを支える人材の育成で、人材育成の研修、オンラインで総数が1231人という報告だと思っておりますが、これはあくまでも受講者数という認識で、計算するとそういう実態なのですが、ケアラー支援を担う人材というのは、この研修を受けたら、人材になり得るのかっていうところがあって、これはあくまでも受講者数で、どこをもってその人材となりうるかっていうところを、もしわかれば教えていただきたいと思っています。</p> <p>それから、計画のところですが、12ページのこのヤングケアラー支援コーディネーターの設置について、このコーディネーターという方は、どのようにしたら、なり得る、できる、保有する、ちょっと分からないのですが、例えばこの手引きを持てば、コーディネーターになるのか、そのコーディネーターがその上の支援協議会とどう関わるのかなのか、理解できないところがあったので、もう少し詳しく教えていただければと思います。</p> <p>次に13ページの、ヤングケアラーのLINE相談ですが、LINEの受ける相談対応者というのは、これは例えば先ほど時間外に受けるということでしたが、LINEはリアルタイムに回答するからこそ意味があるツールだと思っているのですが、その辺の対応というのは、例えば、チャットボットとかという自動応答システムか何かを搭載したAIの何かを投入して、時間外であっても一定程度のレスポンスを返せる機能になっているのかその辺のところも併せて教えていただければと思います。</p>
石山委員長	<p>はい、平尾委員から3点ご質問をいただきました。1点目は人材育成をした人がこの担う人材になり得るのかということ、そして2点目がコーディネーターの位置づけ、そして3点目がLINEがタイムリーに回答可能な体制があるのかの3点について、ご質問いただいたものと思います。では事務局お願いいたします。</p>
事務局 (柳田主幹)	<p>1つ目の、ケア支援を担う人材についてです。ケアラー支援を担う人材としましては、ケアラーを理解し、把握し、そ</p>

	<p>れを支援につなげていける。そうした人材と考えます。しかしながら、そこまでできる人材なのかどうか判断するのは非常に難しいため、ケアラーの方に近いところで働いている方に対する研修ということで、この受講者数を現状値のところに入れさせていただいております。</p> <p>2つ目のコーディネーターについては、具体的には、県社会福祉協議会の社会福祉士という資格を持っている方が行なっています。この方の職務としましては、市町村の中で、ヤングケアラーの支援体制の構築にうまくいっていなかったり、そういった悩みとかがあれば、このコーディネーターに相談をして助言を受けられるといったものになっております。そして、この協議会で検討したこの支援体制や新しい公的外のサービスなどを、手引きとしてまとめ、各市町村に横展開をしていくというのも役割でございます。</p> <p>3つ目のLINE相談についてですが、相談を受ける方は、元ヤングケアラーの方を想定しています。委員おっしゃる通り、リアルタイムで反応するのがLINEのいいところでして、ある程度まではチャットボットで対応をできる体制を整備する予定でございます。</p>
石山委員長	ご回答ありがとうございました。平尾委員いかがでしょうか。
平尾委員	ありがとうございました。
石山委員長	はい。それでは他のご意見いかがでございましょうか。堀越委員お願いいたします。
堀越委員	今の平尾委員の発言にも関わってですが、それと事務局のお答えに関してです。去年は、資料の7ページのところをご覧いただくと分かるのですが、講演の方を担当させていただきました。ただ担当したのは私だけではなくて、グループワークのところは、東洋大学の渡辺先生とか立教の田中先生とか茨城キリスト教大学の松沢先生、今北大にいらっしゃいますけれども、その方たちも参加してくださって、単に構造理解をするというだけではなくて、理解をした相手の話をちゃん

と聞けるということについても演習のところではやりました。ただなかなかオンラインで難しかったのと、ファシリテーターがきちんと付いていませんでした。ケアラーを理解をして、ちゃんと話を聞いて、ケアの影響がどのくらい出ているか、評価をするアセスメントをして、1人1人家族も含めて支援計画を立てて、実際に支援するということまで行くというのが人材、ではないかなというふうに思っていますが、多分今年の研修はもう少し進むと思います。そうしますと、支援計画を立てるとか経験がおありにならない場合も多いので、そこで人材を作っていくのと、問題解決しようとしたときにケアラーを直接支援するサービスがまだあまりありません。要介護者の人へのサービスは種類もあるかと思うのですけれども。だからそれらを一体にして、人材が育成されるのかなというふうに思いながら私は伺っていました。同じ7ページですが、昨年は障害者相談支援事業所の方のご参加がすごく少なかったんですね。これについては地域包括支援センターの職員の方は、ケアラー支援の研修が4年目で結構皆さん馴染んでいるのですが、積極的に働きかけてくださったと思うのですが、障害者相談事業所の方のご参加が少なかったもので、今年度は、先ほどのご説明にありましたけれども、同じ地域の多機関の多職種の方が連携をするということが、研修のテーマにもなっているので、そこに参加をしていただかないと、横に繋がらないんですね。だからより多くの方に参加していただくことが必要かなと思って、伺っていたところです。

それからもう一つコーディネーターについては、お話を聞いて分かったのですが、市町村が支援体制を作るときに、相談に乗るコーディネーターであって、例えば困っているヤングケアラーがいて、その子の問題を解決する、家族の抱えている問題を解決するというための個人のためのコーディネーターではないんだなというふうに思いましたけれども、確認ですが、そういう理解でよろしいのでしょうかということが1点です。

それからケアラー月間について、令和4年度の方についてちょっと意見を述べさせていただきます。18ページのところに、ケアラー月間の取組についてというのがありまして、一

番下の団体企業と連携した取組についてというところについては調整中とあります。これについてぜひ意見を申し上げたいのですが、一つは、昨年いろんな団体が宣言をなさっているので、その宣言に則ってどのくらい取組が進んだのかなというのがまた見えるようになると、企画をして行動に移りましたというのが分かりやすいのかなって思いました。

もう一つは、月間でぜひ2つやっていただきたいことがあるのですが、1つは令和3年度の広報については、県政モニターの人の認知度は結構上がっているんですね。それに対して、ケアラー自身の当事者の気づきを進める広報をしていただきたいなと思います。ヤングケアラーについては、ハンドブックを作成して全部配布したわけですよ。つまりインプットしてアウトプットはできているけどヤングケアラーのハンドブックがどのように使われて行動変容が起きたかアウトカムまでいかなきゃいけないと思うのですが。それにしても、ヤングケアラーの方は当事者に広報が届いていると。大人のケアラーの方についてはもっとしっかりやるべきだと思います。つまり助けてと言えるというか、困ってますって言えるようになるような、広報が一つ大事だなと、当事者広報です。これどうやるべきかと思ったのですが、ケアラーが行くところっていうのは、医療機関はすごく多いんですね。つまり、ケアの必要な人を連れて行く。そこで医療機関の方たちはケアラーを見ると、薬局に行くとかスーパーに行くとかですね、あると思うんですが、特に医療機関と医師会であるとか、日本看護協会であるとか、病院協会とか多分いろいろあると思うんです。それから事業所とか、施設にも行きますよね、ケアラーの人たちは。だからその方たちが出向くところに関わる団体とか機関に対して広報して、病院とかにポスターを貼ってもらうとかですね、あなたケアラーではありませんかっていう、もしもそういうふうにならしたら、こういうところに相談できますよ、ということが必要ではないかというので、一般的な広報ではなく、特にヤングケアラー以外のケアラーへの当事者の気づきのための広報を月間中心に長く広くやっていただきたいというふうに思いました。それが月間の1つです。

もう1つは介護者サロンが県内にありまして、県のホーム

	<p>ページにも一覧が載っています。しかし、あの情報提供はなかなか見るのが難しいというので、介護者サロンというのは、ケアラーの味方の人がいるところで、同じような経験を持つ人が出会うことがどれほど力になるかということをおっしゃっています。ですので、そのサロンについては、さいたまNPOセンターに電話がかかってくるにお聞きになるのは、誰がやっているのですかとか、どんな方が見えてるのですかとか、それからどんなふうに進めているのですかというのを、そういう質問があって、行こうかなどうしようかなっていう方も多いんですね。だからマニュアルは作られましたけどあのサロンのチラシ一覧ですね、そこに、そういった生のというか、あるいは参加者の声も入ってもいいですけども、そういう情報を提供していただきたい。そのためには、たくさんのヒアリングなんかも必要ですので、きちんと予算をつけてやっていただけるといいなというのが、当事者に情報を届けるという、月間の中の2つの取組ができたらいいなというふうに思っているところです。</p>
<p>石山委員長</p>	<p>多岐に渡りましてありがとうございます。ご提案に関してはケアラー月間について、大きく2点ですね、あの1点目は当事者の気づきを促していくようなことということで、ヤングケアラー向け、大人向けということでご提案いただきました。2点目はサロンの一覧のところ、どういった特徴のあるサロンであるかということの声をしっかり拾って生かしていけるようなものになると良いというようなご提案をいただいております。質問事項1点ですね、コーディネーターというものが個人に対するものなのかそれとも行政のものなのかということについてこちらは事務局にお伺いしたいと思います。</p>
<p>事務局 (宮下課長)</p>	<p>コーディネーターの件でございます。堀越委員おっしゃった通り、県の方で置いているコーディネーターについては、市町村での体制を整備するためにアドバイス等を行うコーディネーターという形になります。ただこれから一歩進めてですね、子どもを直接支援していく人材の配置というものもございますので、それはこれから先に、体制の整備という話に</p>

<p>石山委員長</p>	<p>なってくるのかと思っております。あといくつかケアラー月間のことについてご意見を頂戴しました。やはり、ヤングケアラーに限らず、ケアラー全体について、こういう場所で広報したり、あるいは広報するにしても、介護者サロンの内容についてちょっと生の情報を入れたらいいのではないかというお話いただきました。非常に参考になる情報ですので検討してまいりたいと思います。</p> <p>ありがとうございます。では他のご意見いかがでございましょうか。廣澤委員、お願いいたします。</p>
<p>廣澤委員</p>	<p>16ページのオンライン相談について確認させていただきます。様々な場所からの相談を実現するという事で非常に良い取組だと思えますが、実際に相談をする場合のやり方ですが、申込みを例えばメールで行い、Zoomの招待を待つとか、IDパスワードをもらうとか、そういう具体的な方法を決めていかないと、LINEと比べると少しハードルが高いかなと。リアルで顔見話せるのは非常にいいのですが、何か統一した形があれば説明していただいて、周知するのが必要ではないかと。</p> <p>2つ目は、15ページのヤングケアラーケアサポートクラスについてですが、新たに児童生徒が直接元ヤングケアラーと関わる事ができる交流相談会と書いてありますが、先程自分がケアラーであることがオープンになることに抵抗感がある生徒さんもいるとの話もありましたが、相談会と銘打つと、自分がケアラーであることを白状するような気がするので、会の名称について相談会の色合いを強くするのはどうかなと感じるところです。以上2点であります。</p>
<p>石山委員長</p>	<p>ありがとうございます。ただいま廣澤委員から2点ですね、16ページの具体的な実施方法についてのご説明、それから15ページですね、交流相談会というところのネーミングですねこうしたところについての配慮というところでしたが、事務局いかがでしょうか。</p>

事務局（生徒指導課）	<p>ありがとうございます。このオンライン相談ですが、実は必ず、学校に入ってくださいまして、Zoomのルームも我々どもの方できちんと設定した上で、そこに入ってきていただく形にしております。できるだけ相談したい方の環境に左右されないようなちょっと工夫を、今後も引き続き続けていきたいと考えております。</p>
事務局（人権教育課）	<p>廣澤委員のご指摘の通り、ネーミングは非常に大事だと思っております。私共としてもできるだけ幅広く参加してほしいと思っております。実は昨年度、この交流相談会をやってみようかというようなことで、ケアラー連盟さんと意見交換をしたときもですね、廣澤委員がご指摘になったような参加する方の匿名性とかも考えながら、幅広く参加できるといいなというようなお話もあって、そうしますと確かにあの相談会っていうネーミングがちょっともしかしたら物々しいのかなと思っております。これからこの相談会っていうのは実際企画してまいりますので、ネーミングについては工夫して、参加しやすいようなものにしていきたいと思っております。どうもありがとうございました。</p>
石山委員長	<p>ありがとうございました。配慮いただけるということでございました。では、他のご意見いかがでしょうか。花俣委員お願いいたします。</p>
花俣委員	<p>もう様々なご意見が出たかなというふうに思っております。事務局からのご説明につきましては、丁寧なご説明を伺って、そして着実にこのケアラー支援に関して一歩ずつ色々なことが進められていることがよく分かりました。また、さらに充実が図られるための方向性というのも、お示しいただいているところなので、今後も見守っていきたいと思っております。また先駆的な活動を既にもう展開されている委員の先生方もおられますので、具体的な施策へのご意見等もたくさん今もう既に出ているところかと思っておりますので、こういうことに関しても、一つ一つ実現していくことに期待したいなと感じました。先程ネーミングの話が出ましたが、相談会は硬いといえば硬いんですけど、相談という上で交流というような</p>

	<p>イメージで、何かお考えいただけるといいのかなというふうに思います。また、廣澤委員の方から自分の方からカミングアウトすることになるのに抵抗があるのじゃないかというような、そういう視点のご意見があったのですけれども、これはあくまでもその当事者同士、元ヤングケアラーとヤングケアラーあるいはヤングケアラーかもしれない生徒という形だけの、あの交流等の場ということであれば、そのハードルはかなり下がるのではないのかなというふうに思っています。外部の人たちが一緒になってということではなくて純粹に当事者だけがこう集うというか、交流するというのであれば、その辺はあのむしろ入っていきやすいような、我々も似たような活動をしていますのでそんなふうに感じました。</p> <p>あとですね、これは16ページのソーシャルワーカー配置の拡充をおよびオンライン相談の導入取組の3になりますね。こここのところ、もう既にこれ令和4年度の取組ということでスタートしているわけです。そうすると、スタートしたばかりだとは思いますが、実際にアクセス件数などは把握されているのでしょうか、もし把握されてるのであれば、ちょっと参考までにお聞かせいただきたいというのが、質問になります。その他は先程申し上げましたように感想めいたものにはなるのですが、ますます皆さん、連携をされた真剣な取組の大きな期待を持っているということが使命になりますので、今の質問だけお答えいただければと思います。</p>
石山委員長	<p>ただいまいただきましたご質問、16ページ取組3に関するアクセス件数についてお分かりになる範囲で、事務局の方でご回答いただければと思います。</p>
事務局（生徒指導課）	<p>今、オンライン相談の受付の件数ですが、7月15日現在で、スクールカウンセラーに対しては12件、スクールソーシャルワーカーに対しては2件となっております。全体としては、まだまだ活用が進んでいないと考えておまして、先日も、広報、周知のチラシを学校に改めて配布したところでございます。活用がされるように引き続き周知をしていきたいと思っております。</p>

石山委員長	<p>ありがとうございます。それでは他、ご意見いかがでしょうか。澁谷委員お願いいたします。</p>
澁谷委員	<p>全般的に、ケアラー支援条例が埼玉県で始まって2020年3月からもう2年以上経ったということで、今のところその認知度を上げるとか、周知をしていく、当事者に情報が届くようにするというところが焦点になっているかと思うのですけれども、そろそろその支援を実際にしたときの効果ということを考える段階に来ているのではないかなというふうに思うんです。今回も見ても数値目標すごく大事だと思うのですが、具体的なケアラーとかヤングケアラーがちょっと見えてこない状況のまま、さらにその設置を増やすとか、研修会を増やすとかサポートクラスを増やすとか、そういうようなことになっているのですけれども、そろそろ実際にこういうケースが出たときに、支援の効果が出るというのはどういうことなのかということ、それぞれの関わる部署組織の中で、真剣に考える時期に来ているのではないかと思います。例えば、学校ですと、ヤングケアラーが、例えばその不登校気味になっていた子が割と学校に来られるようになったとか、あるいは学校での色々なことに対する参加度が上がったとか、学校に来るのがすごく楽しくなったみたいな、いわゆるウェブウェルビーイングが上がったみたいな言い方をしますが。それから、成績が上がったとか、学校ですと、例えばそのヤングケアラーを支援したことで、こういう効果が上がったってというような見方というものがあると思います。それから若者ケアラーへのサポートっていうところだと、例えば若者ケアラーの就職支援においてその支援を受けた人たちが、こういうものがあってこの結果どういうふうになったとかですね。それから医療に関わるところであれば、なかなか患者さんだけしか見られなかったところが家族に対してこういうふうな働きかけ方をしてそれに対してその家族の側からこういうところがありがたかったみたいなフィードバックがあったとかですね。やはりそれぞれの部署において支援をする、そしてそのことの効果はどうやって測るのか、というような目線をそろそろもう持ってもいいのではないかと思います。このプロジェクトも後半に入ってくると思うんですね。最初</p>

	<p>は言葉を知っていただいて、知識を知っていただくというところから現状認識が始まると思うんですけども、相談窓口を開けばそれでいいのかっていうと、そんなことはなくて、ケアにまつわる困難に直面した人がよりやりやすくなったとか、不安事が少なくなったとか、自分の生活とケアとのいいバランスを見つけて気持ち的にも落ち着いたとか、やっぱりその効果をどうやって測っていくのかっていう目線を持って支援の枠組みを作らないと、「何かやったけど、成果ってあったのかどうかよくわからない」というふうになりますと、財政的に厳しくなったときに、それはカットの対象になるといいますか、やはりこれだけやってこれだけの成果が出たということを示すためには、そういうやり方をあらかじめイメージしながら作っていかないと難しいし、そのことまでもうそろそろ視野に入れてもいいのではないかなと思いました。</p>
<p>石山委員長</p>	<p>重要なお指摘ありがとうございます。行政の政策としての実行度は進行度というものを測っていくという指標と、具体的にどういった効果があるのか、その支援の効果があるのかということについては、なかなか行政の効果測定として難しいところもあるかと思いますが、そうした枠組み・視点というものもですね視野に入れながら準備をしていくという必要はあろうかと思います。ありがとうございます。では他いかがでしょうか。はい、滝澤委員お願いいたします。</p>
<p>滝澤委員</p>	<p>ページ14の令和4年度の取組の1つの部分ですが、受講者の方々が、民生委員であったり、子供の居場所作りの方々になりますが、令和3年度の実績で、介護者サロンが未設置の市町村があるということも示されておりますが、介護者サロン事例集の活用についてというものが令和4年度の取組の中でどのように使われるかということと、それからこの方々への発信、今後のスケジュールはどういうふうになっているかということ、それから、先ほどの澁谷委員の質問にも関わりますが、自分の取組の中で、やはり良かったモデルケース事例なのが1つでも2つでも聞けるということが次の連携に繋がるので、そのあたりについては希望を込めまして、先の</p>

石山委員長	2つの質問でお願いいたします。
事務局 (宮下課長)	<p>介護者サロンの事例の活用について2点ご質問いただいております。では事務局お願いいたします。</p> <p>介護者サロンの数、事例の活用ということでご質問をいただきました。確かに介護者サロンの数は少し伸びてはいるのですが、少し足踏みをしているような実態がございます。昨年度、事例集を作りまして、社協を中心に、お配りしたりして、事例の共有をさせていただいているところです。中にはいい事例がたくさん載っていますので、そういうものを参考に、色々な法人や団体、市町村、あるいは社協中心に、サロンを作るというような動きになってくるかと思っておりますので、県の方としては、そのようないい事例を、積極的に発信し、そういう事例を知っていただいて、数の拡大に繋げていきたいと思っております。</p>
石山委員長	ありがとうございます。滝澤委員いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
滝澤委員	ぜひこれからの4年度のところの発信につきましても、情報提供よろしくお願いいたします。
石山委員長	ありがとうございました。では他のご意見いかがでしょうか。高岡委員お願いいたします。
高岡委員	<p>先程やはり資料にもございました、学校、オンラインの相談の関係ですが、学校の立場から一言ご意見を申し上げます。特に、スクールソーシャルワーカーの配置の拡充、全日制も含めた拡充については大変ありがたいと思っております。活用については、これからさらに充実してくるかなと思っております。ただ先行しておりますスクールカウンセラーについては、学校にニーズがあります。特に昨今のコロナ禍によるニーズはますます増えてくる状況でございますので併せて充実させることは大変ありがたいです。特にどちらについても、オンライン相談が定着をしていきますと、おそらく各学</p>

	<p>校のニーズに一層応えられるのかなと思っておりますが、なかなか先程もご意見ございましたように、オンラインでの対応になかなかできない部分もあるのかなと思いますので、ぜひ対面がいいのか、あるいはオンラインの方が相談しやすいのかといったような、その状況を把握していただきながら、より良い相談のあり方を探っていただけるとありがたいなと思っています。また当然のことながらこの取組自体はヤングケアラーの支援ということだと思っておりますが、おそらくこういったような相談の中で、家庭の中のいろいろなことが見えてくる。そうした中で、本当に必要な支援をしていくそのきっかけになるかなと思っております。大変重要な取組だと思っておりますので、充実していただければと思います。よろしくお願いたします。</p>
石山委員長	<p>大変貴重なご意見ありがとうございました。それでは、石幡委員いかがでしょうか。</p>
石幡委員	<p>資料の参考の2ページ目なんですけども、そのケアラー支援計画の施策のところの中段に、地域におけるケア支援体制の構築とかケアラーを支える人材の育成というのがあります。その具体的な取組とか、数値目標のところ、地域包括支援センターが担う役割が述べられてはいるのですが、地域包括支援センターの場合、介護保険の方での生活体制整備事業というものがあって、地域の中に高齢者のサロンだったりとか、そういうものを作っていった住民が集う場所、そこからちょっとお互いに問題を解決していくとか、場合によっては介護保険のサービスに代わるようなサービスを生み出していこうというようなものがあるのですが、その辺のところと、この取組のところのリンクというか、その辺はどうなっているのかちょっと聞いてみたいなと思っていました。</p>
石山委員長	<p>では事務局にお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。はい。貴重な意見ありがとうございました。</p>
事務局（宮下	<p>まず今、地域包括支援センターの方では特に介護者支援と</p>

課長)	<p>ということで、寄り添った形で色々なサービスを提供していただいているかと思えます。ここで言ってるのは、先程従来からの支援の話が出てございましたけれども、そういうことも含めて、改めてケアラーに対する支援のことを十分認識をしていただいて、支援体制を整えていっていただきたいということでございます。</p>
藤岡副委員長	<p>補足いたします。地域包括支援センターにおかれましては、もちろん要介護者の方などについての支援ももちろんやっていたいただいているのですが、そもそもの役割としまして、家族支援、そちらの方も担っていただいているところでございます。その延長線上ということで、そことリンクということで、ケアラー支援の方をお考えいただければと思っております。ぜひよろしく願いいたします。</p>
石山委員長	<p>地域包括支援センター非常に多岐に渡るお仕事を抱えながらも、一層期待のかかるところですので、ぜひお願いいたしたいと思えます。それでは、石山委員いかがでございましょうか。</p>
石山英雄委員	<p>委員長どうもありがとうございます。まずこの令和4年度の計画に関しましては、ちょっと説明の中でもいろいろ出てきましたけども、私ども県社協県から受託してやらせていただきますので、私が意見を言うことはちょっと憚りたいと思っておりましたが、ただ一つだけちょっと申し上げます。堀越委員さんがおっしゃっていたことがすごくその通りだなあと思っていたのですが、ケアラー月間が今年で2回目になるわけなのですが、この有識者会議の中でも出ていたかなあと思うのですが、ケアラー月間でケアラー、ヤングケアラーのいる町、生活の場などにもう少しこの宣言が行き届くような、そんな広報周知ができたならよかったなと思っておりました。具体的に言えば、町の商工会さんにもこういった宣言の採択をしてもらえるような、そんな働きかけを今年してもらえるとさらにいいなと思っております。</p>
石山委員長	<p>ご意見ありがとうございます。ケアラー月間に関する周知</p>

<p>堀越委員</p>	<p>の具体的なご提案であったかというふうに思います。それでは堀越委員お願いします。</p> <p>この有識者会議が1時間半で短ければ2時間にするっていうことを、ぜひ行政の方も考えていただきたい。なぜかというと、有識者会議は定期的な進捗状況の管理と、新たな課題に対する検討するって書いてあって、2回しかないわけですが年に、私これについてはとても問題だと思っているので、ちょっと発言をさせていただきます。つまり、新しい課題があったときに、いつどこで言えば議論していただけるのかとか、実施に繋がるのかよくわからなかったです。1期では、例えばです若者支援についてもうちょっと埼玉県で取り組んだ方がいいんじゃないかなって思ったときに、それがいつ言えば、例えば令和5年度の予算、もし予算が必要でしたらね、予算とか施策に繋げようという思った課題があったときに、いつ言えばそれが取り上げていただけるのかというのが、1期目にどうしてもわからなかったです。つまり昨年度2月の末に、もう令和4年度の予算をバチッと出てですね、そこでやっても駄目なわけですよ。それで令和5年度の予算というと、新しい事業が6月にやらなきゃ、あの申請しないと駄目とかっていうのもちょっと漏れ聞いたので、そしたらもう駄目なのかなと思うんですね。だから全体としてのスケジュールについて、どこで言えば、新しい課題のこととか、進捗管理をもう少し進めるにはこれがいいんじゃないかとかっていう議論ができるのか、実施に繋がるのかについて、ぜひ考えて教えていただきたいっていうのが一点。</p> <p>もう一点、埼玉県はトップを走ってですね、今北海道や茨城が、どんどん進めているわけですけども、ケアラー担当を置いてるんですね。けれども、埼玉県の場合、地域包括ケア担当の方、どこかにケアラー支援担当を置いていただけないかなと、その方がどこからもわかりやすい、そこに押しつけるわけじゃなくて、それこそ連携の要としてですね、地域包括ケア課なんだけれども課の中に置いていただいてもいいですし、いただけないかなっていうその2点について、今日はどうしても言おうと思っていました。ありがとうございます。</p>
-------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

石山委員長	<p>ただいま堀越委員から2点ですね会議のあり方そのものに関するご提案ですね、ご意見です。そしてもう1点、ケアラ一担当というものを置いているところもあるのでこれについて検討をお願いしたいとご意見でございました。ぜひご検討いただければと思います。それでは藤岡副委員長お願いできますでしょうか。</p>
藤岡副委員長	<p>皆さんいろいろと熱心にご議論いただきまして本当にありがとうございます。堀越委員からのあの貴重なご意見いただきまして、なかなか皆様方に集まっていただいて、話し合うというのがどうしてもちょっと限られてしまうというところは、確かにちょっと否めないかなと思っております。</p> <p>ただ、私どもの方、いつでもメールそれから電話等で、ご意見をお寄せいただくことはもちろん結構でございますので、ぜひこういったZoom等での会議のときだけでなく、他の時にでもお寄せいただければ、私ども、いつでもこちらの方の事業等にですね、反映させていきたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。</p>
石山委員長	<p>ありがとうございます。本日はこの会議の場での意見交換というのは、こちらで終了させていただきましますけれども、もちろん後日事務局を通じてご意見を頂戴するということも可能ですので、メールやお電話などで頂戴できればというふうに思います。それでは続きまして、その他として事務局からのご連絡事項ございましたらお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>ございません。大丈夫です。</p>
石山委員長	<p>ありがとうございます。それでは本日予定していた議事は以上でございます。委員の皆様には闊達なご意見頂戴いたしまして誠にありがとうございました。では進行を事務局にお返しいたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局（清水	<p>改めまして皆様、様々な意見を頂戴いたしましてありがと</p>

副課長)	うございました。以上をもちまして、令和4年度第1埼玉県の支援に関する有識者会議を閉会とさせていただきます。また議事録、本日の議事録につきましては、事務局において作成後、確認をお願いしますのでどうぞよろしく願いいたします。皆様お疲れ様でした。ありがとうございました。
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------